輸送安全に関する

情報公開

■事業者情報

1)	事業者名有限会社クローバー観光
2)	代表者役職代表取締役
3)	代表者氏名 岡 謙司
4)	許可年度平成 16 年 9 月 9 日
5)	許可条件內容
	認定の取消若しくは更新が認められなかった場合にあっては、その日から起算して 1 ヶ月以内に
	当該事業に係る事業計画が「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する
	審査基準(平成 11 年 12 月 27 日北海道運輸局公示第 31 号)」記 $1.$ $(1)、(4)の規定に適合するように$
	必要な手続きを行うこと。
6)	主たる事務所北海道札幌市南区澄川 6 条 13 丁目 7-5
7)	担当者氏名 岡 謙司
8)	担当者連絡先 ······【電話】011-582-0968 【アドレス】info@cloverkanko.co.jp
9)	営業所名称本社営業所
10)	営業所所在都道府県北海道
11)	自動車車庫箇所数 1
12)	休憩·仮眠施設箇所数 1
13)	届出運賃·料金種別 ······公示
14)	バス協会等加入状況北海道バス協会
	报告事項
	輸送の安全に関する基本的な方針別紙 1
	輸送の安全に関する目標の有無及び達成状況別紙 2・3
	自動車事故報告規則に規定する事故統計別紙3
	安全管理規定制定の有無及び届出別紙 4・5
5)	輸送の安全のために講じた措置別紙 6
	①直近3年間の輸送安全マネジメント評価の実施状況○〔※受けている〕
	②直近3年間の民間指定機関における運送安全マネジメント認定セミナー受講状況
	○〔※受けている〕
6)	輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制別紙 7
7)	輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況別紙 6・8-14
8)	輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びに講じた措置別紙 15・16
9)	安全統括管理者の社内における役職・選任年月日別紙 17
10)	運転者に係る情報
	①正規雇用の運転者人数11 名
	②正規雇用以外の運転者人数 0 名
	③健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険それぞれの加入者数11 名
	④平均勤続年数8 年

	⑤平均給与月額の水準 ····································
	※運輸局ブロック別報告事業者平均給与月額を基準額とし比較
	※B:基準額と同額未満からマイナス 10%以上
11)	運行管理者に係る情報運行管理者 3 名・補助者 1 名
	※運行管理者の内、兼職1名
12)	整備管理者にかかる情報整備管理者 1 名
	※兼職1名
13)	事業用自動車に係る情報
	①保有車両数大型 11 台・中型 1 台・マイクロ 1 台
	②最新車齢・最古車齢・平均車齢最新令和7年・最古平成20年・平均8年
	③ドライブレコーダー搭載車両台数 全車
	④デジタル式運行記録計搭載車両台数 全車
	⑤ASV 搭載車両台数 · · · · · 9 台
	⑥主な運行の態様観光輸送(昼間)・学校企業等送迎
	⑦任意保険の加入状況 対人保険・対物保険(補償額いずれも無制限)

令和7年度輸送の安全に関する基本的な安全方針

全社役員・社員一丸となって輸送の安全向上に努めましょう!

- 1. 法令・規定を遵守し、安全最優先で職務を遂行します。
- 2. 運輸安全マネジメントを継続して推進し、輸送の安全に関する情報は積極的に公表します。
- 3. 健康管理の取組みを推進します。

有限会社クローバー観光 代表取締役 岡 謙司

令和7年度 安全目標

1.有責重大事故ゼロを達成する!

2.有責人身事故ゼロを達成する!

3.有責物損事故ゼロを達成する!

有限会社クローバー観光 代表取締役 岡 謙司

令和6年度目標達成状況

有責重大事故
O件

有責人身事故
O件

有責物損事故
O件





今和元 年3月13日

北海道運輸局長 股

住 所《系门刊》(E名又は名称(南))口 一八 横光 代表者名(南))口 一八 横光

安全管理規程設定 (変更) 届出書

このたび、安全管理規程を設定 (変更) したので、道路運送法第22条の2第1項及び 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたしま す。

12

- 2 実施予定日

(変更の場合)

3 変更した事項 (新旧の対照を明示)

(変更の場合)

4 変更を必要とする理由 代表取締役が変更になってころ

添付書類1 設定(変更)した安全管理規程

季付書類2 設定(変更)した安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

有限会社クローバー観光 安全管理規程

日次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道籍選送法(以下「法」という。) 第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、 もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等 (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条

- 1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の税件であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に 貢勢に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保 が最も重要であるという意識を撤送させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実 に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一夫となって業務を遂行す ることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報 については、積極的に公まする。

(輸送の安全に関する重点筋質)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理 規程に定められた事項を遵守すること。
- 2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正緒置又は予防措置を携じること。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、

共有すること。

- 5 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に 実施すること。
- 6 会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安 全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制 (社長等の實施)

第七条

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な指費を 課じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かど うかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条

- 1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の 安全を確保するための企業統治を選確に行う。
- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 禁備管理者
- 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括者が病気等を 理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定め る組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

WA A.

- 1 旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全紋括管理者を選任する。
- 2 安全被括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の放降その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安 金銭括管理者がその職務を引き載き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすお それがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を該実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経常トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を課じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成 すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を書奏に実施 する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と連転者等との双方向の意思疎通を十分に行 うことにより、輸送の安全に関する情報が進時週間に批判において伝道され、共有さ れるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看遇した り、認能したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対象度を構定る。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条

1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡作制は別

に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局 等に連やかに伝達されるように努める。
- 3 安全就話管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に検旋し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告無期(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告類別の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は居出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のた めの教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条

1 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安 全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部整査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生 した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査 を実施する。

2 安全被括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、適やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正処質又は予防処置を謀じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

- 1 安全被括管理者から事故、災害等に関する報告又は頼条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、継送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防処置を確じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項 において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条

1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた結盟及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の

実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた指置及び講 じようとする措置、安全管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外 部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために謀じた 改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条

- 1 本規程は、業務の実務に応じ、定課的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての金額の競事録、報告連絡 体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに 報告した是正処置又は予訪処置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は 別に定める。

|別紙 5

令和6年度輸送の安全のために講じた措置

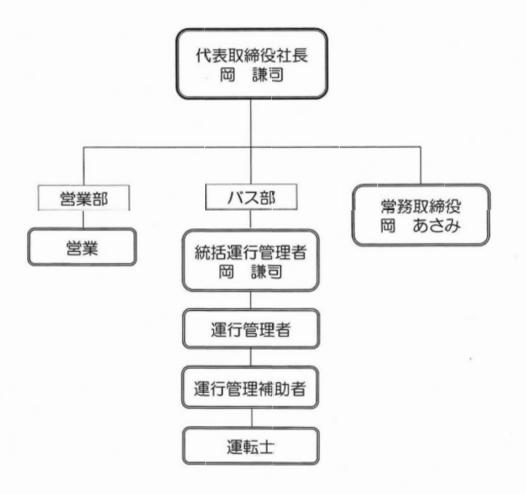
- 1. 事故ゼロを達成しました! 本年度無事故を達成しました。
- 2. 設備投資

先進安全自動車ASV装置を装着している 大型の新車を導入しました。

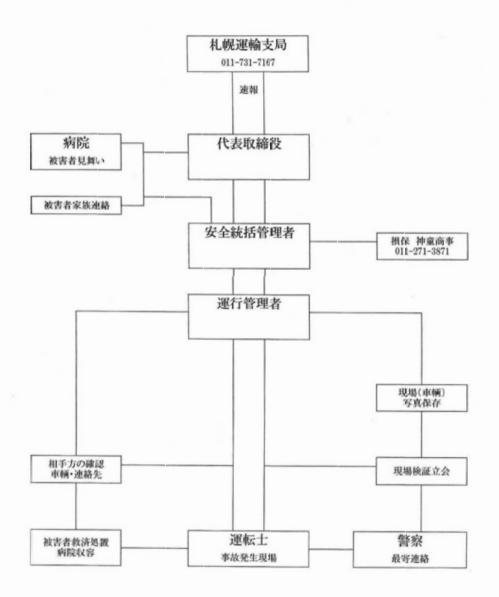
3. 年間教育報告

別紙の通り年間教育に基づき実施しました。

社内組織図



事故・災害時の報告連絡体制



令和7年度 年間教育計画

有限会社クローバー観光

実施月	教 育 内 容
4月	事業用自動車を運転する場合の心構え・ヒヤリハット
5月	運転者の運転適性に応じた安全運転
6月	事業用自動車の安全運行及び旅客の安全を確保するために尊守すべき基本的事項
7月	事業用自動車の構造上の特性
8月	異常気象時に於ける対処方法及び非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い
9月	主として運行する経路又は営業区域における道路及び交通の状況
10月	危険予測及び回避の対応方法
11月	乗車中の旅客の安全確保の留意事項・ドラレコの映像を活用した運転教育・労基
12月	旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき点
1月	健康管理の重要性
2月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
3月	安全性向上装置のある貸切バスの適切な運転方法

修了証明書

岡 謙司 殿 1962年2月23日生

独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号の規定に基づく所定の一般講習(旅客)を修了したことを証します

2025年5月17日

独立行政法人 自動車事故対策機構



札幌主管支所長

受講年月日	証明印
4. 8. £1 交 講 整備管理者研修受講	A 最地区バス 図 全 の 図
7.年8. 21 受 講日 整備管理者研修受講	札幌地区バス協会の印
年 月 日 整備管理者研修受講	- 14
年 月 日 整備管理者研修受講	
年 月 日 整備管理者研修受講	

受 講 年 月 日	証 明 印
年 月: 日整備管理者研修受講	
年 月 日 整備管理者研修受講	

定の連転者に対	する特別な指導(通	翰規則第38条第2項 初任道	⁽⁾ 転者の特別な教育指	道記録簿(首	tan)				社長	指導運管者	
巨転者氏名		指導者		务所 2F・宿泊地		断受診日	令和7年3月7	'日			
	V III 2 IB 3		内容						実施年月日	時間	
道路運送法	の安全な運転に関 その他の法令に基 ル)を理解させ、	づき運転者が遵守す	べき事項(運行指示書の遵守も に運転するための基本的な心構	っ含む〉、道路交通 えを習得させた。	i法(無:	免許運転、無	資格運転、ひき逃げ	行為等の禁止	令和7年3月4日	16:00~20:15	
実際に運転 日常点検の実	施方法を指導した	を用いて、事業用自 :。使用車種区分(大		「車高、視野、死角)、内輪 ?	豊等の他の車	両との差異を理解さ	せた。また、	令和7年3月4日	16:00~20:1	
シートベル	トの着用の徹底他	保するために留意す 運行及び旅客の安全	べき事項 を確保するために留意すべき事	3項を指導した。					令和7年3月5日	17:00~18:00	
た。また、運	練の手法等を用い 転者が実際に運転	する事業用自動車と	るおそれのある危険を予測させ 同一車種区分(大型・中型・小	t、それを回避する >型)の車両を用い	ための	重転方法等を 装置の急な操	運転者が自ら考える 作の方法を指導した	よう指導し	令和7年3月5日	19:00~21:0	
安全性の向 故の要因とな	上を図るための装 る事を説明し、当	該貸切バスの適切な	3. 4. 5)を備える貸切バス 運転方法を理解させた。	、を運転するため、	当該装付	置の機能への	過信及び誤った使用	方法が交通事	令和7年3月7日	16:20~19:20	
ドライブレコ 10	ーダーの記録を利	用した運転特性の把	握と是正						令和7年3月7日	16:20~19:20	
ASVとは1.衝3	空被害軽減装置 2	,車線逸脱警報装置 3	. 車線維持支援装置 4. 車両安定性	生制御装置 6. ふら	つき注意	與起装置	(告示基準)	ま10時間以上)	8†	10:15	
(大型) 中型	する可能性のある ・小型)の自動車	〔を運転させ、安全な	・トンネル内)で、道路、交通 運転方法について添乗により指 おける指導を実施した。 運行	導を実施した。				業用自動車と同	司一の車種区分		
令和7年3月4日	5H20分 経 路	1-2-3-4-5 (2		経 ①-②-③-④-⑤	(3)	令和7年3月6日	8H30分 経路 ①)-2-3-4-5	備	考	
令和7年3月7日	1H 経路	3-4-5 (5	5)	経路	(6)		経路				
安全実技のチャ	ャート、ドライブレコ	ーダーの20時間分の記録	の保存が必要 (3年間)	1.7			(告示基準)	ま20時間以上)	計	2 0 時間00分	
<u>記の指導を</u> 連種 (大型・)			<u>年 3月 8日)の前に実施</u> 行われているか確認	もした。		(運転者の	署名:指導終了後に記	入)上記の通り <u>氏名</u>	指導を受けまし <i>†</i> 202 ⁾ 年	7731	
如仁漢辭字	の特別な指導	運行日(実車)	確認者(添乗者)			確認内容		ドラ	イブレコーダファ	イル名	
	は確認	令和7年3月8日	令和7年3月8日 車間距離・ハンドル操作・動作の確認							初任研修·効果確認	

[※] 事業者はドライブレコーダーの記録(15分間程度)の確認(又は添乗等)により、特別な指導実施後(2週間以内の実車運行)に習得の程度を把握し指導を行う必要あり。 指導後3年間の保存の義務あり。

貸切バス運転者特別な指導の効果確認記録

の習得の程度を把握すること。

効果確認

確認内容

指導内容

ドラレコファイル名

事業者が当該運転者の実車運行をドライブレコーダー記録又は添乗等で確認し、特別な指導

▼ドライブレコーダーの記録を利用して習得の程度を確認する場合、実施した指導及び監督の

安全な車間距離をとっているか。ウィンカーの出すタイミング及び右左折時最徐行 でのハンドル操作が適切か。施設の出入りの確認及び駐車の状況の確認。

効果確認

ドライブレコーダーの映像を基に上記の内容について15分程度指導。

この場	ぶじて、適切な運行経路及び時間帯の 15分間程 度の記録を確認するものとする。 合において可能な限り、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録をそれ 認するよう努めるものとする。							
運転者氏名								
選任日	令和7年3月8日							
選任車種	■ 大型車 □ 中型車 □ 小型車							
効果確認日	令和7年3月8日							
確認運行日	令和7年3月8日							
運行車両番号	札幌230あ968							
確認者(添乗者)								

※ ドライブレコーダーの記録を利用した指導を実施した際は、記録について3年間の記録が必要であり、そのファイル名についても内容の一部として記録する必要がある。

特定の運転者に対する特別な指導	/ SE SA SE DILATE O	O AT MIT O TEN
特定の地域を行っなる。会別な行場	1厘辆拨引电3	8字里フル

初仟運転者の特別な教育指導記録簿(貸切)

		97	3 1H (3 H->(3) (3			
日	令和7年3月7日	初任診断受診日	事務所 2F・宿泊地	指導場所	指導者	運転者氏名

内 容	実施年月日	時間
事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 1 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項(運行指示書の遵守も含む)、道路交通法(無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止 等の交通ルール)を理解させ、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させた。	令和7年3月4日	16:00~20:15
事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 2 実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の他の車両との差異を理解させた。また、日常点検の実施方法を指導した。使用車種区分(大型・中型・小型)	令和7年3月4日	16:00~20:15
運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 3 シートベルトの着用の徹底他運行及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。	令和7年3月5日	17:00~18:00
危険の予測及び回避 4 危険予知訓練の手法等を用い、交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導した。また、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分(大型・中型・小型)の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。	令和7年3月5日	19:00~21:00
安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 5 安全性の向上を図るための装置(※ASV: 1. 2. 3. 4. 5)を備える貸切バスを運転するため、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる事を説明し、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させた。	令和7年3月7日	16:20~19:20
ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 6 10	令和7年3月7日	16:20~19:20
※ ASVとは 1. 衝突被害軽減装置 2. 車線逸脱警報装置 3. 車線維持支援装置 4. 車両安定性制御装置 5. ふらつき注意喚起装置 (告示基準は 1 0 時間以上)	計	10:15

安全運転の実技

実際に運行する可能性のある経路(峠・高速道路・トンネル内)で、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分 (大型) 中型・小型) の自動車を運転させ、安全な運転方法について添乗により指導を実施した。

雪道(夜間)の運行を行う運行経路(時間帯)における指導を実施した。 運行経路 (①高速道路 ②坂道 ③隘路 ④市街地 ⑤その他)

(1)	令和7年3月4日	5H20分	経路	1.2.3.4.5	(2)	令和7年3月5日	5H10分	経路	1.2.3.4.5	131	全和7年3日6日	8H30分	経路	1.2.3.4.5	(市	着
(1)	고세/#3 / 4년	3H2U7	路	0.6.9.4.9	121	T74743730	3111073	路	0.6.9.4.9	(3)	7747740700	011007)	路			
(4)	令和7年3月7日	1H20	経路	3-4-5	(5)			経路		(6)			経路			···
<u>*</u>	安全実技のチャート、ドライブレコーダーの20時間分の記録の保存が必要(3年間)(告示基準は20時間以上)					計	20時間20分									

上記の指導を、運転者としての選任日(7年3月8日)の前に実施した。

(運転者の署名:指導終了後に記入)上記の通り指導を受けました。

氏名

尺夕年 3月8

社長

指導運管者

運転車種(大型・中型・小型)

適切な運転が行われているか確認

ドライブレコーダファイル名 運行日(実車) 確認者(添乗者) 確認内容 初任運転者の特別な指導 効果確認 初任研修:効果確認 車間距離・ハンドル操作・動作の確認 令和7年3月8日

※ 事業者はドライブレコーダーの記録(15分間程度)の確認(又は添乗等)により、特別な指導実施後(2週間以内の実車運行)に習得の程度を把握し指導を行う必要あり。 指導後3年間の保存の義務あり。

貸切バス運転者特別な指導の効果確認記録

事業者が当該運転者の実車運行をドライブレコーダー記録又は添乗等で確認し、特別な指導 の習得の程度を把握すること。

効果確認

ドライブレコーダーの記録を利用して習得の程度を確認する場合、実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の**15分間程度**の記録を確認するものとする。 この場合において可能な限り、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録をそれ ぞれ確認するよう努めるものとする。

運転者氏名	
選任日	令和7年3月8日
選任車種	■ 大型車 □ 中型車 □ 小型車
効果確認日	令和7年3月8日
確認運行日	令和7年3月8日
運行車両番号	札幌230い8968
確認者(添乗者)	
確認内容	安全な車間距離をとっているか。ウィンカーの出すタイミング及び右左折時最徐行でのハンドル操作が適切か。施設の出入りの確認及び駐車の状況の確認。
指導内容	ドライブレコーダーの映像を基に上記の内容について15分程度指導。
ドラレコファイル名	効果確認

[※] ドライブレコーダーの記録を利用した指導を実施した際は、記録について3年間の記録が必要であり、そのファイル 名についても内容の一部として記録する必要がある。

安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト

前回点検日 令和6年 3月 16

点検日 令和7年 3月 28

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
	代表者(経営者)は、法令を守る事安全を最優先にする	0	
1	などの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	0	
	代表者(経営者)及び安全統括管理者は、安全方針を	0	営業所内に掲示し、月1回の
2	社内に周知しているか。	U	教育指導で訓示
	代表者(経営者)及び安全統括管理者は、安全方針を		
3	実現するため、1年毎に安全目標を定め、その目標を	0	1
	達成するため、具体的な取り組み計画を作っているか。		
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。	0	
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	0	緊急連絡フローを定めている
	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備や	0	
6	人員の配置等を行っている。	O	
	安全統括管理者は、その職務を把握し社員・職員を指揮		年間教育計画に基づき実施して
7	指導し安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に	0	いる。
	行っているか。		
	安全統括管理者は、代表者(経営者)との連絡を密にし		
8	輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に	0	
	報告をしている。		
	事業者は、安全管理の実施体制に於ける各自の責任・	0	
9	役割を明確に定めている。		
10	事業者は、安全管理の実施体制に於ける各自の責任・	0	
10	役割は周知している。	0	
11	事業所内に於いて、輸送の安全に関する話し合いを	0	
11	定期的に行っている。		
	代表者(経営者)は、社員と直接話す機会を作り安全に		点呼時等にて社員から、意見や
12	関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いた	0	要望を聴いている。
	りしている。		
13	旅客又は取引先から、輸送の安全に関する意見・要望を	0	営業で訪問した際に利用後の
-10	収集している。		意見を聴いている。
14	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行	0	
17	をしている。		
	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規定が		
15	適切に管理されている(必要な部署への配布・保管	0	
	改廃手続きの適切な実施と表示)。		
16	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に行っている。	0	
	代表者(経営者)や安全統括管理者は、外部が主催する		NASVA主催の運輸安全マネジ
17	運輸安全マネジメントに関する研修に参加している	0	メントに参加している
	(社内教育も含む)。		
18	16及び17の教育・訓練等の実施状況を記録している。	0	年間教育計画に基づき実施している。
19	事故が発生した場合、代表者(経営者)迄事故の情報が		事故の際連絡フローを定めている。
18	現場から報告されるようになっている。		
20	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	0	

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
21	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	0	
22	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故	0	点呼時に事故事例を話している
	防止に活用している。)	
23	緊急通報・連絡先を少なくとも1年毎に見直し電話番号等	0	
23	に変更がないかどうか確認をしている。)	
24	19から23の実施状況を記録している。	0	
25	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にして	0	
25	いる。(報告が必要な場合))	
26	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に		
	向けた取り組み状況(安全目標、安全目標達成に向けた		
	取り組み、安全管理の取り組み体制、情報の伝達体制	0	
	事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば		
	改善している。		
27	26の実施状況を記録している。	0	

※実施している場合は『判定』欄に〇.	実施していない場合し	は×を記入する事。
		O C HOY

※『特記事項』欄には、自社で行っている取り組みの概要や取り組みが困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入する事。

安全の確保の)状況の点検の結果判	明した問題とその解決のため対応した状況
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

2025年 3月 28日 安全統括管理者

署名 岡 謙司 印

平成 25年 12 月 18 日

北海波運輸局長 股 (国土交通大阪 太田研究 股)

机载台湾州区湾州区条3丁目189番地

有限会社クローバー補充 代表取締役 改藤 ひとみ

安全就插管理者其任职出書

この後、安全朝部管理者を退任したので、連絡交通生実22条の2世5項及び 熱害自動を連済年業連絡援助学47条の6の概定に基づして下記の通り届けていたします。

2

1 有理会社クローバー観光 代表取締役 住邸 ひとみ 住所 札団本湾田区湾田2条3丁目189番地

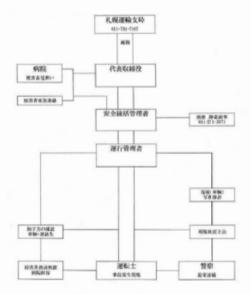
2 選任(解任)した安全統括管理者

10 MH

3 選任(祭任)年月日 平成25年12月18日



事故・災害時の報告連絡体制



次の復は当社の取締役であり、事業運営上の重要な決定に参属する管理的助位にあり かつ、旅客自動車運送事業運輸機到第47条の5の要件を構える者であることを疑します

化模市清田区清田2条3丁目189香油

有限会社クローバー観光 代表取締役 住藤 ひとみ

選任した安全執道管理者 : 四 課司

社内での役職 : 非務取締役

(1) 安全報話管理者に選任した 同 課刊は次の業務に選集して三年以上従事の 段額を有しています。

0	イ、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務。
0	O. 事業用自物車の会除及び整備の管理に関する業務。
	ハ、イ又はDI:病げる角筋その他の輸送の安全の後保に関する業務を管理する集務

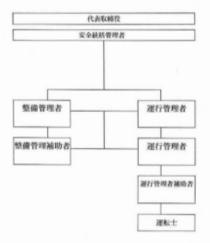
(数数するものに口をつける)

お客	主な業務	在無利阿
東市品	選転車器	平成16年9月9日~至
運行管理者	進行管理業務	平成16年9月9日~至
20750	整磷管理業務	平城16年9月9日~至

(2) 安全飲賃費用金に選任した 同 課刊は、以下の程由により上記と同等以上の 能力を有する者です。

(理由)パス事業部全級を管理業務しており適任である。

安全管理規程組織図



別紙17